

VI 民間活用の検討・実施

本市では、これまで市立奈良病院や総合医療検査センター、子ども発達センターなど市民と密接に関わる施設の運営を各法人へ任せることや、小学校給食調理業務などについて民間委託することで行政運営を効率化してきました。また、保育施設についても市で設置した鶴舞保育園と中登美保育園を民営化した実績があります（公設民営→民設民営）。

平成24年度は民間保育所の設置を公募してきましたが、今後は、市立幼保施設の運営管理や家庭的保育事業（いわゆる保育ママ）のような小規模保育サービスの実施などについて、民間活力のより一層の活用を幅広く検討・実施していきます。

（1）行政と民間の役割

市内には2園の国立大学付属幼稚園、15園の私立幼稚園があります。これらの園では3年保育で、建学の精神に則った特色ある教育が実施されています。特に私立幼稚園においては、教育時間終了後の預かり保育に力を入れている園も多くあります。また、保育ニーズが大きく伸びている保育所においても、民間保育所は定員充足率が100%を上回っているところが多くあり、病後児保育や延長保育、一時預かりなど多様なサービスを提供している園があります。

これに対し、行政として、就学前児童の子ども・子育て支援施策を推進していくために市が直接幼保施設の運営に携わってきましたが、【資料K】に示すように、市内での市立施設の占める割合は非常に高くなっています。

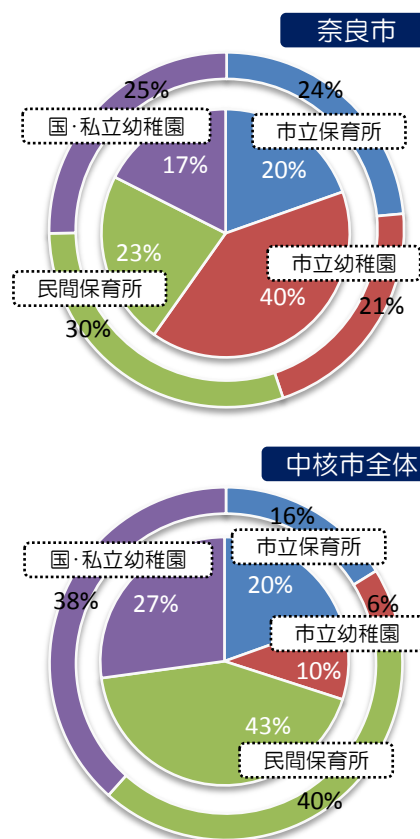
こうした中、市立幼保施設の再編により、施設を集約化することで、限られた人材や財源を有効活用し、機能充実や施設の改修を図ることとしています。

しかし、これまで実施してきた子ども・子育て支援施策に加え、さらに、3歳児保育や家庭的保育など新たな施策を実施していくことになると、幼保施設の運営や子育て支援に関する事業の実施について民間に任せる割合を増やすことも併せて検討する必要があります。

そこで、民間にできることは民間に委ねることで、行政の役割として、例えば、地域の子育て支援の拠点としての役割や地域全体のバランスを考え、不足するサービスを補う役割としての取組を強化していきます。さらに、民間事業者の保育ニーズへの対応力の早さ、効率的な運営のノウハウを活用し、市全体のさらなる教育・保育の充実を図ることとします。

【資料K】
「幼保施設数（内円）」及び
「利用者数（外円）」の割合

「平成23年度都市要覧(中核市市長会)」より



（2）国の財政支援

待機児童解消や多様化する保育ニーズ等に対する取組として、平成21年度から23年度にかけて民間保育所3園が新設され、平成24年度にはさらなる保育ニーズに対応するため、特に保育ニーズの高い地域への民間保育所の設置を公募し、平成25年度中に3園新設されることになりました。

このように、新たに民間の保育所を設置できる背景には、新規保育所建設経費については、民間施設のみが国からの財政的支援を受けることが可能な制度となっていること、また行政よりもスピード感と柔軟性をもった対応が民間には期待できることがあります。

近年、国の施策として民間施設への支援が手厚くなっており、施設運営費や建設費、認定こども園への移行経費など、原則的に民間施設のみが国からの財政支援が保障されている制度になっています。

(3) 民間活用手法

民間活用の具体的な手法として、例えば、次のように既存市立幼保施設の運営を民間に委ねることが考えられます。その他に、新たに実施に向けた検討を進めている家庭的保育事業などの小規模な保育サービスについても民間法人へ委託して行うことになります。

① 民営化(「公設公営」あるいは「公設民営」→「民設民営」)

市営の幼保施設の土地や建物等を民間法人へ売却・譲渡・貸与することで、設置主体を民間法人に移管することが考えられます。(例) 市立〇〇保育所→△△法人◇◆保育所

② 民間委託化(「公設公営」→「公設民営」)

市営の保育施設を設置主体は市のままで、市と民間法人が運営に関する契約を締結することで民間法人等へ運営の一部または全てを委託することが考えられます。



(4) 安心できる教育・保育環境の確保

上記のような民間活用の実施を考えた場合、安心できる教育・保育環境の確保のため、次のような対応策を講じる必要があります。

① 子どもへ影響がでない制度設計

施設運営における民間活用には、教育・保育ニーズに沿った迅速なサービス展開等が期待できますが、その反面、保育士の入れ替わり等による子どもへの影響も懸念されるところです。

そこで、保護者が安心できる教育・保育環境の確保を最優先に、子どもへ影響がでない民間活用の制度設計を進めます。

② 第三者評価の導入推進

第三者評価制度は、教育・保育の質の向上と運営の透明性を高めるうえで有効な手法です。(【資料L】参照)

今後、民間に施設運営を委ねていくことに伴い、まず、「(仮称)市立こども園」や民間活用を行った施設から積極的に取り入れていきます。

【資料L】第三者評価とは

- ◇ 提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うものです。
- ◇ 行政監査が、最低基準を満たしているか等について確認するものであるのに対し、第三者評価は、よりよいものをめざし、サービスの質の向上を意図しているものです。



【民間活用により期待できる効果】

- ◇ 保育サービスの多様化
 - ・ 休日保育の実施など、利用者の多様な保育ニーズに添ったサービス展開
 - ・ 特色ある教育・保育の実施
- ◇ 柔軟性の向上
運営体制がスリム化することによる対応の迅速化
- ◇ 市負担の大幅軽減
民間法人が施設運営する経費については、国からの財政支援が保障(現行1/2補助)

子ども・子育て支援施策
のさらなる充実へ活用



【民営化・民間委託化の際の留意事項】

- ◇ 子どもへの十分な配慮
例) 移行期間の十分な確保や信頼性の高い民間法人の選定
- ◇ 保護者の不安解消
例) きめ細やかな情報提供や意見反映ツールの確保
- ◇ 教育・保育の質と透明性の維持・向上
例) ガイドライン策定や第三者評価制度の実施義務化
- ◇ 行政の役割徹底
例) 指導監査体制の充実

民間活用に係る実施基準の策定・公表